

# 令和3年度 中部ブロック発注者協議会静岡県部会 一斉休工「ふじ丸デー」の取組

静岡県交通基盤部建設経済局  
建設業課

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

# 一斉休工「ふじ丸デー」の取組

## 業界からの声

- ・働き方改革が進み、現場の雰囲気の変化(従事者)
- ・家族や友人と過ごす時間が持てる(従事者)
- ・公共工事が先行して休工すれば、民間工事にも良い影響(経営者)

## 令和4年度の方針

- ・令和4年度からは、月2日に拡充  
(第2・第4土曜日)

※中部地方整備局管内においても、令和4年から毎月第2土曜日を「まんなかホリデー」とし、一斉に休工する取組を開始予定

# 一斉休工「ふじ丸デー」の取組

## 取組内容

- ・毎月第2・第4土曜日を「一斉休工日“ふじ丸デー”」と称し、その日は県内公共工事の一斉休工に取り組む。
- ・公共工事については、災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事を除き原則実施し、民間工事については、取組への協力を呼びかけることとする。

## 取組機関

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会  
国土交通省中部地方整備局、静岡県、県内全35市町

## 今後のスケジュール

- 3月7日 中部ブロック発注者協議会静岡県部会で提案  
→取組推進機関等の合意形成 完了
- 3月下旬 記者提供
- 4月9日 令和4年度「ふじ丸デー」開始

# 一斉休工「ふじ丸デー」の取組

## <周知用チラシ>

毎月第2・第4土曜日は一斉休工！

# “ふじ丸デー” (案)

～県内公共工事の一斉休工に取り組みます！～



建設現場も働き方改革@静岡

働きやすい職場環境を目指しています！

皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは・・・

県内建設産業の働き方改革の取組を  
応援することをイメージした  
ロゴマークの愛称です。

◆一斉休工日”ふじ丸デー” 令和4年度 実施日

4/9-23 5/14-28 6/11-25 7/9-23

8/13-27 9/10-24 10/8-22 11/12-26

12/10-24 1/14-28 2/11-25 3/11-25

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会  
国土交通省中部地方整備局

静岡県

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、藤田市、  
焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、  
菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、  
清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町 (全 35 市町)

※災害対応・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。



お問合せ先

◆静岡県交通基盤部建設経済局建設課  
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
電話番号 054-221-3057

## <現場掲示用チラシ>

(案)

毎月 第2・第4 土曜日は

# “ふじ丸デー”

# 一斉休工に 取り組みます!



建設現場も働き方改革@静岡

「ふじ丸」とは・・・

県内建設産業の働き方改革の  
取組を応援することをイメージ  
したロゴマークの愛称です。



お問合せ先

◆静岡県交通基盤部建設経済局建設課  
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
電話番号 054-221-3057

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

**令和3年度 中部ブロック発注者協議会静岡県部会**

# **建設業者の資金調達の円滑化のための取組**

**静岡県交通基盤部建設経済局  
建設業課**

# 1.公共工事の円滑な施工確保について (令和3年12月21日付け、総行行第435号・国不入企第34号)

総行行第435号  
国不入企第34号  
令和3年12月21日

各都道府県知事 殿  
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)  
各都道府県議会議長 殿  
(議会議務局扱い)  
各指定都市市長 殿  
(財政担当課、契約担当課扱い)  
各指定都市議会議長 殿  
(議会議務局扱い)

総務省自治行政局長  
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局長  
(公印省略)

## 公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や分配機能の強化による「新しい資本主義」の起動等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広く引き上げさらなる成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算も含め、今後の公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号)において要請した内容を踏まえ、下記の措置を

適切に講ずることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発注担当部局すべてにおいて本通知に即した措置が適切に講じられるよう改めて庁内関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

加えて、「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」(令和2年12月23日付け総行行第317号・国不入企第29号)を踏まえ、都道府県公契連を通じた総務省及び国土交通省による市区町村等への働きかけ等について、引き続き、ご協力をよろしくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年3月3日付け総行行第61号)、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について」(令和3年9月30日付け事務連絡)や、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))」等を踏まえ、引き続き、適切な対応をお願いします。

## 記

### 1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見直しについて

公共工事の品質が確保されるよう工事の適正な施工を確保するためには、工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要であり、建設労働市場の実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定等により技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見直しをもちながら若手を含む技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見直しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施の観点に加え、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見直しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見直しの作成及び公表に努めること。

# 1.公共工事の円滑な施工確保について

付け総行第93号・国土入企第55号)及び「施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について」(令和3年4月21日付け総行第132号・国土入企第5号)により通知したとおり活用を推進しているところであり、特に工期が1年未満の公共工事等における債務負担行為の一層の活用について積極的な取組に努めること。

## 6. 入札契約手続の迅速化等について

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価などにより、地域の建設業者の受注機会の確保に配慮しつつ、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不調随契・不落随契)の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

## 7. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和3年9月24日閣議決定)を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

## 8. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な

実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用を努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

## 9. 就労環境の改善について

令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和3年2月19日付け国土入企第34号)を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」(平成28年6月16日付け総行第123号・国土入企第6号)、「公共工事における社会保険等未加入対策について」(平成29年2月28日付け国土入企第26号)及び「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号)を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や請負代金内訳書における法定福利費の明示の取組等により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

## 10. 地域の建設業団体等との緊密な連携について

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

## 11. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

## 12. 賃上げの状況や資機材価格の高騰を踏まえた適切な対応について

# 公共工事の円滑な施工確保について（令和3年12月21日地方公共団体あて要請）

防災・減災、国土強靱化の加速化による国民の安全・安心の確保等を通して、「成長と分配の好循環」の実現を図る観点から、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正価格による契約等の適切な措置の実施を要請（『公共工事の円滑な施工確保について』令和3年12月21日総務省自治行政局長・国交省不動産・建設経済局長）

## 計画的な発注・中長期的な公共工事の発注の見直し

- 中長期的な見直しのもとでの、安定的・持続的な公共投資の確保
- 各工事における諸手続にかかる期間等も考慮した、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見直しの作成及び公表

## 適正な価格による契約

- (1) 予定価格の適正な設定
  - 市場における労務・資材等の最新の実勢価格等を反映した適正な積算の実施
  - 災害や不調、不落の場合等における見積りの積極的な活用
  - 歩切りの根絶について改めて徹底、単価歩切についても行わないよう徹底
- (2) ダンピング対策の強化
  - 低入札価格調査基準制度、最低制限価格制度の適切な活用の徹底
  - 社会情勢等を踏まえた調査基準価格及び最低制限価格の算定方式の見直し
  - 低入札価格調査制度における失格基準の活用等による実効性の確保
- (3) 設計変更等の適切な実施
  - 設計図書への適切な施工条件の明示
  - 適切な設計図書の変更や、これに伴い必要となる請負金額や工期の変更
  - 遠隔地からの資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等
  - 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたスライド条項の設定と適切な対応

## 適正な工期設定、施工時期の平準化

- 「工期に関する基準」等に基づき、休日等を考慮し、適正工期を設定
- 週休2日等を考慮し、必要となる労務費や機械経費等を請負代金に適切に反映
- 債務負担行為の活用、財政部局や農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・取組の推進等により、施工時期の平準化を図ること

## 地域の建設業団体等との緊密な連携

- 公共工事を受注する地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札契約の適正化等に努めること

## 技術者・技能者等の効率的活用

- (1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注
  - 複数工区での発注等、適切な規模の発注
  - 施工箇所が点在する工事の間接費の適切な運用
- (2) 技術者の専任等に係る取扱い
  - 監理技術者等の専任に係る取扱いの適切な対応

## 入札契約手続の迅速化等

- 入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注等
- 災害復旧事業における随意契約や指名競争入札方式の活用

## 地域の建設業者の受注機会の確保等

- (1) 受注機会の確保等
  - 適切な地域要件の設定や、地域精度度等の適切な企業評価
  - 前金払制度のさらなる活用、前金払の迅速かつ円滑な実施
- (2) 技能者の就労環境の改善
  - 社会保険未加入業者の排除、法定福利費の内訳明示の取組等による適切な水準の賃金や法定福利費の支払の促進
  - 前払金、中間前払金の活用、適正な工期の設定、柔軟な設計変更

## 調査及び設計の円滑な実施

- 公共工事の調査・設計の発注についても、円滑な施工確保のための取組を工事と同様に実施

## 賃上げの状況や資機材価格の高騰を踏まえた対応

- 見積書の活用等による実勢価格等の機動的な反映、最新の公共工事設計労務単価の早期活用や発注手続き中の工事への適用
- 資機材の納期を勘案した工期の設定
- 必要と認められる工期の延長やスライド条項の設定・適用

## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

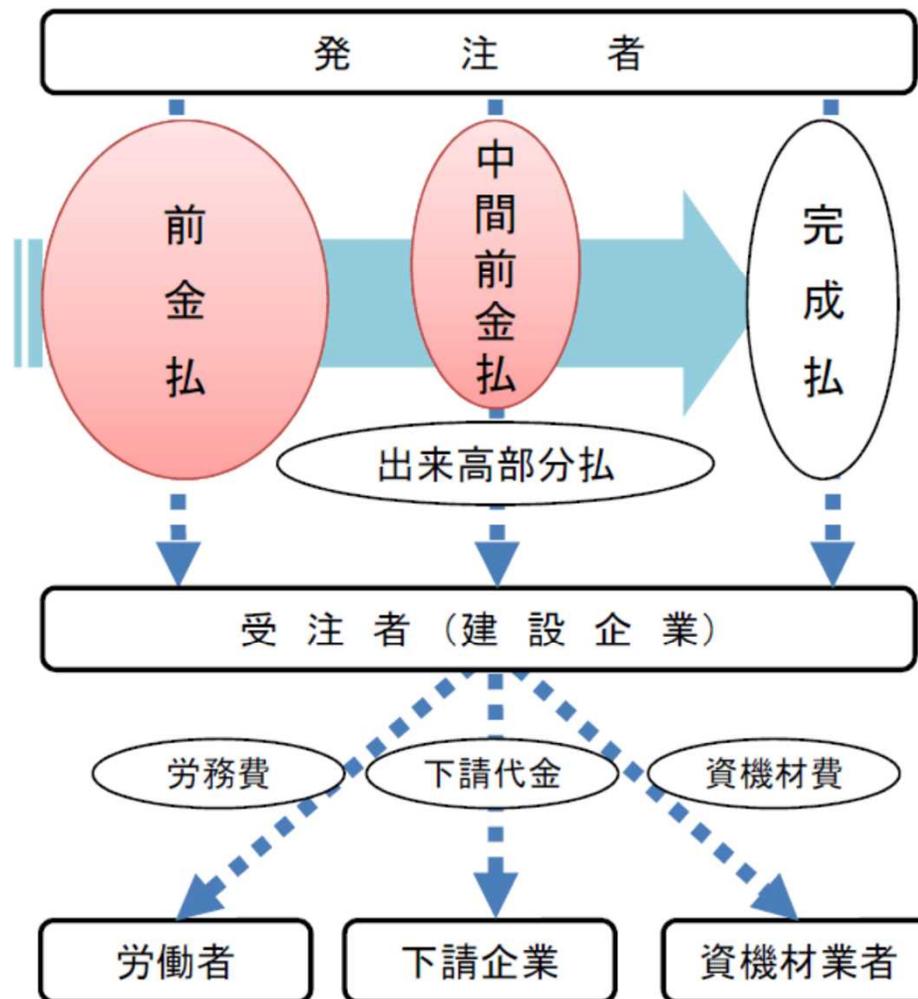
### 前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

### 前金払の効果

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

<前金払による工事資金の流れ(イメージ)>



## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

### 公共工事の前金払・中間前金払について

	割合	支払時期
前金払	原則 : <b>4割以内</b> 被災地域特例 (※1) : <b>5割以内</b>	請負契約締結後
中間前金払	<b>2割以内</b> (※2)	工期の1/2が経過し、工事の進捗額が契約額の1/2以上の場合

(※1) 岩手・宮城・福島の3県

(※2) 被災地では、割合は変わらないが、対象工事について、原則は1000万円以上かつ工期が150日をこえる工事のところ、特例で300万円以上の工事となる。

## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

### 前払金の実施基準等

(令和3年10月末現在)

			前払金の実施基準			中間前払金 制度の採用	委託業務 への適用	地域建設業 経営強化 融資制度
			請負金額	前払率	支払限度額			
静岡県			200万円以上	40%		○	○	○
市	下田	下田市	200万円以上	40%		○	○	○
		東伊豆町	200万円以上	40%			○	
		河津町	200万円以上	40%		○	○	
		南伊豆町	200万円以上	40%			○	
		松崎町	200万円以上	40%		○	○	
		西伊豆町	200万円以上	40%		○	○	
	三島	熱海市	300万円以上	40%		○	○	
		三島市	300万円以上	40%		○	○	○
		伊東市	300万円以上	40%		○		
		伊豆市	200万円以上	40%		○	○	○
		伊豆の国市	300万円以上	40%		○	○	
		函南町	300万円以上	40%	1億円			
	沼津	沼津市	300万円以上	40%		○	○	
		御殿場市	300万円以上	40%		○	○	○
		裾野市	300万円以上	40%		○	○	
		清水町	300万円以上	40%		○		
		長泉町	300万円以上	40%		○	○	○
		小山町	200万円以上	40%		○		
富士	富士市	300万円以上	40%		○	○	○	
	富士宮市	300万円以上	40%		○	○		

## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

### 前払金の実施基準等

(令和3年10月末現在)

			前払金の実施基準			中間前払金 制度の採用	委託業務 への適用	地域建設業 経営強化 融資制度
			請負金額	前払率	支払限度額			
町	静岡	静岡市	300万円以上	40%		○	○	○
	島田	島田市	300万円以上	40%		○	○	○
		焼津市	300万円以上	40%		○	○	○
		藤枝市	300万円以上	40%		○	○	○
		牧之原市	200万円以上	40%		○	○	
		吉田町	300万円以上	40%		○	○	
		川根本町	200万円以上	40%		○	○	
	袋井	磐田市	300万円以上	40%		○		○
		掛川市	300万円以上	40%		○		○
		袋井市	300万円以上	40%		○	○	○
		御前崎市	200万円以上	40%		○	○	
		菊川市	200万円以上	40%		○	○	○
		森町	300万円以上	40%		○	○	
浜松	浜松市	300万円以上	40%		○	○	○	
	湖西市	300万円以上	40%		○			

## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

### 前払金制度等の改正状況

令和3年度

実施日	発注者	改正後（新）	改正前（旧）
令和3年7月1日	伊東市	中間前払金制度導入	—————
令和3年4月1日	伊豆市	調査・測量・設計 200万円以上	—————
令和3年4月1日	湖西市	(支払限度額) なし	1億円

令和2年度

実施日	発注者	改正後（新）	改正前（旧）
令和2年6月1日	御殿場市	中間前払金制度改善 (適用範囲の拡大) 複数年度工事への適用	単年度工事への適用

## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

### 前払金制度等の改正状況

令和元年度

実施日	発注者	改正後（新）	改正前（旧）
令和2年1月6日	裾野市	中間前払金制度導入	—————
令和元年10月1日	吉田町	中間前払金制度導入	—————
平成31年4月1日	熱海市	(支払限度額) なし	1億円
平成31年4月1日	三島市	調査・測量・設計 300万円以上	—————
		地域建設業経営強化融資制度導入	—————
平成31年4月1日	伊豆市	中間前払金制度導入	—————
平成31年4月1日	沼津市	中間前払金制度導入	—————
平成31年4月1日	御殿場市	中間前払金制度導入	—————
		地域建設業経営強化融資制度導入	—————
平成31年4月1日	長泉町	地域建設業経営強化融資制度導入	—————
平成31年4月1日	小山町	中間前払金制度導入	—————
平成31年4月1日	富士市	地域建設業経営強化融資制度導入	—————
平成31年4月1日	湖西市	中間前払金制度導入	—————

## 2.建設業者の資金調達の手続きの円滑化のための取組

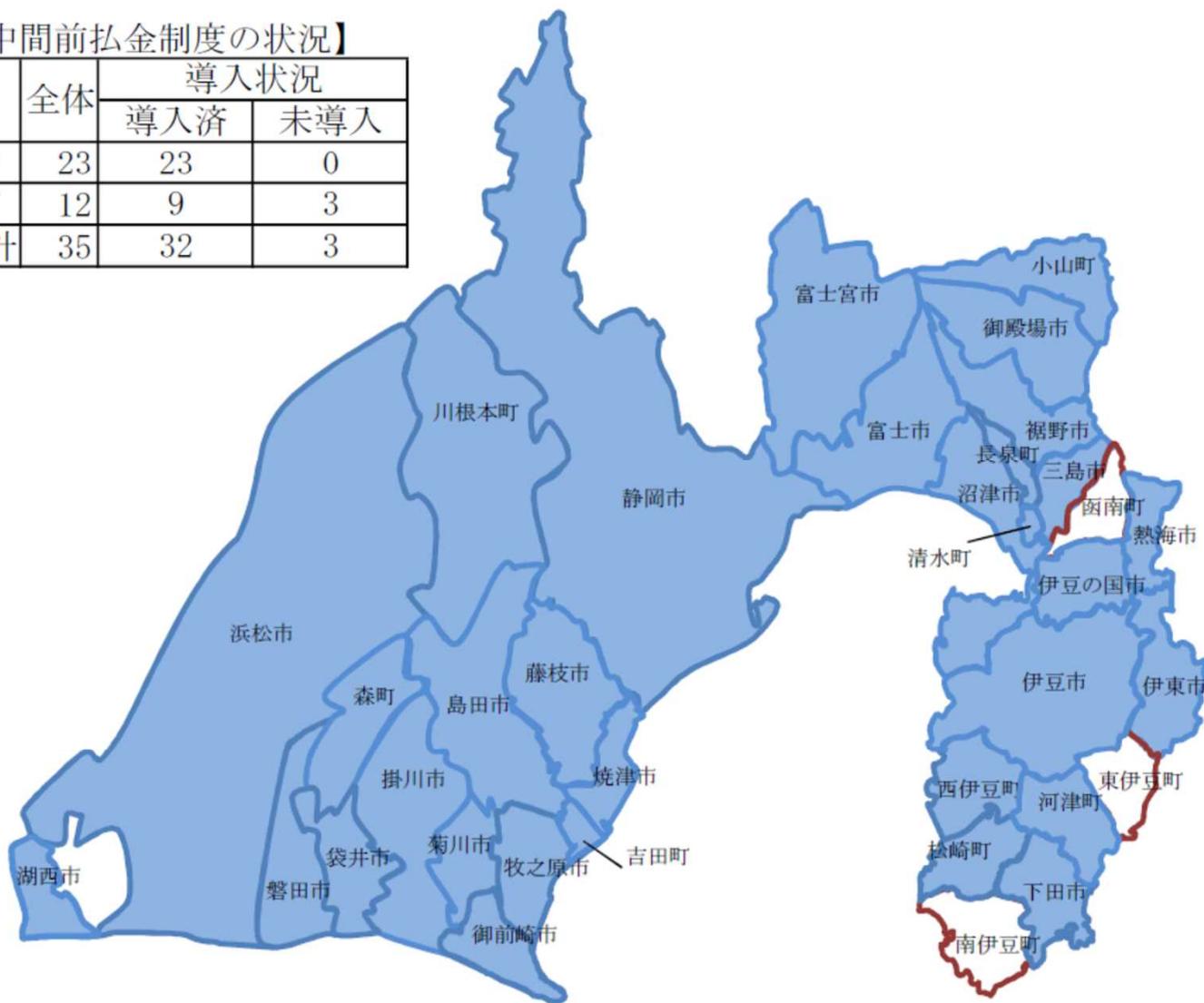
静岡県内市町の間前払金制度の導入状況（令和3年10月末現在）

【中間前払金制度の状況】

	全体	導入状況	
		導入済	未導入
市	23	23	0
町	12	9	3
合計	35	32	3

【凡例】

- 導入済
- 未導入



## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

### 地域建設業経営強化融資制度

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面していることから、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」)において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされた。

これを受け、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した従来の下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、事業協同組合等に加え、一定の民間事業者が転貸融資を行う場合にも基金の債務保証の対象とするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該建設業者に融資を行う場合に保証事業会社が金融保証を行うことができることとする地域建設業経営強化融資制度が創設されたため、これに合わせ、本県においても事務取扱要領を定め、本制度を活用することとした。

#### (1) 適用期間

平成20年11月20日から令和8年3月末日までの間

#### (2) 県内市町の債権譲渡承諾規定取組状況(令和3年10月末時点)

下田市、三島市、伊豆市、御殿場市、長泉町、富士市、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、浜松市

## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

### 地域建設業経営強化融資制度の利用実績（静岡県）

年度	実績件数	実績額
H26年度	25件	442,574,177円
H27年度	13件	287,057,289円
H28年度	0件	0円
H29年度	16件	325,733,342円
H30年度	3件	42,366,000円
R元年度	7件	257,223,600円
R 2 年度	6件	164,458,400円

## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

中小・中堅建設企業のみならずへ

# 工事請負代金債権の譲渡を活用した 出来高融資制度

下請セーフティネット債務保証  
地域建設業経営強化融資制度

受注はあるけど、  
資金繰りが  
厳しい!

担保になる  
不動産がない!

金融機関の  
借入枠に  
余裕がない!

経審のY評点を  
アップしたい!

こんなことで  
お困りなら、  
本制度の活用を  
ご検討ください。

一般財団法人  
建設業振興基金

### 出来高融資制度のしくみ

国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度です。国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利で資金化することができます。

●国の制度なので安全かつ簡単!  
●連帯保証人や不動産担保も不要!  
●経営事項審査のY評点アップ

事業のスキーム

①工事代金債権の譲渡申請  
②工事代金債権の譲渡承諾  
③工事代金債権の譲渡・融資申込  
④工事代金の支払(受領後、融資の返済)

発注者

融資事業者

一般財団法人  
建設業振興基金

※手続きに必要な書類は融資事業者がひた隠せ用意しています。

### 出来高融資制度に共通する 3 つの特徴

#### 1 工事出来高に応じて融資が受けられます

出来高の範囲内で資金調達ができますので、資金繰り計画の立案が容易になります。また、工期延長等により工事代金の支払いまでの資金繰りが必要になった場合にも対応可能です。融資の返済方法(工事完成後)返済は、発注者から融資事業者(工事請負代金債権の譲渡先)に支払われる当該工事代金によって自動的に返済されますので、手間がかりません。

100%	【モデルケース】 債権金額 1億円 (前払金) 4,000万円 (融資の範囲) 工事出来高70%の段階(第1回)と 100%の段階(第2回)にて融資	出来高 100%	債権金額 × 出来高 (100%) - 前払金 - 融資の金相当額 × 担保倍率 70 - 95%) - 第1回融資額	本 基 金 に よ る 融 資 可 能 額
50%	前払金 (4,000万円)	出来高 70%	債権金額 × 出来高 (70%) - 前払金 - 融資の金相当額 × 担保倍率 70 - 95%)	
			融資額	
			前払金 (4,000万円)	

工事着手 → 第1回融資 → 第2回融資 → 工事完了

※融資事業者毎に計算式が異なりますので、実際の融資可能額は各融資事業者にご確認ください。

一般財団法人  
建設業振興基金

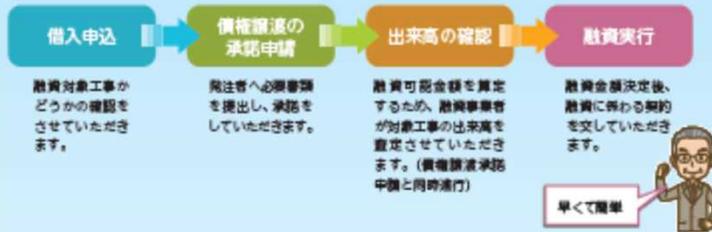
## 2.建設業者の資金調達の円滑化のための取組

2

### 簡易・迅速に融資が受けられます

(一財)建設業復興基金の債務保証によって、融資事業者が金融機関から借り入れる転貸融資であるため、金融機関の融資枠を利用しません。これにより、保証人・担保が不要なうえ、必要書類も少なく、低金利かつ迅速(工事出来高査定後概ね2週間以内)に融資が受けられます。

融資の基本的な流れ



3

### 経審Y評点のアップ(改善)が図れます

本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計額から控除することができます。

経営事項審査の経営状況分析(Y評点)における「負債回転期間」の負債合計金額からの控除は、Y評点のアップに繋がります。

地域等により、ご利用頂ける融資制度は異なります。  
詳しくは次頁「融資のご相談はこちら」までお尋ね下さい。

#### 公共工事等に係る2つの出来高融資制度の比較

	下請セーフティネット債務保証	地域建設業経営強化融資制度
取扱融資事業者	協同組合	協同組合、民間企業
対象者	資本金20億円以下または従業員1,500人以下の建設企業	
対象工事	国・地方公共団体等の発注する工事で債権譲渡が認められているもの 公共性のある一定の民間工事(電気・ガス、鉄道、電気通信、社会福祉事業、教育、医療事業等) ※国と全ての都道府県・政令指定都市、多くの市区町村が実施制度を認めています。 ※低入札価格競争等の対象となった工事や履行保証について仮借付保証が定められている工事は対象外です。	
適用要件	対象となる工事の出来高が前払金を超えた時点から利用可能	対象となる工事の出来高が前払金を超え、かつ全体の50%を超えた時点から利用可能
融資範囲	出来高の範囲内での融資を受けられる。	
下請保護方策	「下請負人等への支払い計画」を債権譲渡先に提出	

## 静岡県の実施要領など

詳しくは

静岡県 地域建設業経営強化融資制度

検索